

令和4年(2022年)第5回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月26日(木) 午後1時30分から午後2時5分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木 隆志		
会長職務代理者	7番	大野 智美		
委員	1番	大田 和広	2番	大橋 敏範
	3番	佐藤 寿恵	4番	長井 修
	5番	久保 正人	6番	笹塚 成之
	8番	高橋 洋	9番	茶谷 久登
	10番	芳賀 修一	11番	大道 正幸

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用について
- 第 5 報告第2号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 6 報告第3号 農業経営改善計画の認定について
- 第 7 議案第1号 令和3年度の点検・評価及び令和4年度の活動目標について
- 第 8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第 9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第10 議案第4号 ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 博視 農地係長 高田 伸次

## 8 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和4年、第5回ニセコ町農業委員会  
総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により

議長において、

8番 高橋 洋 君 9番 茶谷 久登 君を指名い  
たします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長、高田係長を指名いた  
します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和4年、第4回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第4条の規定による農地転用について」の件、  
日程第5、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件、  
日程第6、報告第3号「農業経営改善計画の認定について」の件、3件を一括  
議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 報告第1号の朗読・説明】

自己所有農地の200㎡未満の農業用施設の転用であり、農地法施行規則第  
29条第1項の規定により許可不要となっております。

建築場所については農用地区域ですが農業用施設用地に用途変更しており、  
既存の農道に隣接する形で倉庫を建築します。

なお、既存農道についてはため池、用排水路、農道等は農業上の効用を高めるのに必要な施設であり許可は不要となっています。

以上で報告第1号の朗読と説明を終わります。

**【事務局 報告第2号の朗読・説明】**

3件の報告がありました。法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしています。

要件確認書は、8ページから10ページに添付しております。

以上、報告第2号を終わります。

**【事務局 報告第3号の朗読・説明】**

農業経営改善計画に2件の協議があり、総会にかける暇がなかったため適正であると会長専決処分しました。1番は、期間満了による更新、頭数と乳量の増を図り販売額を増やす計画です。2番は現経営者が法人化したため新規で申請されたものです。

米を増収し、収入の増を図るものです。なお、2番についてはまだ農地の法人への貸付が行われていないためこれから行われる予定となっています。

詳細な計画内容について12ページから19ページに添付してあります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【発言なし】**

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【発言なし】**

続きまして、報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【発言なし】**

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第3号を報告済とします。

日程第7、議案第1号「令和3年度の点検・評価及び令和4年度の活動目標について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

**【事務局 議案第1号の朗読と説明】**

最適化活動の目標については、先月協議会で説明したとおりです。10日の活動をするということで目標としています。会合などでの日頃の会話の中での相談も活動実績になりますのでメモ等をとって事務局に報告をお願いします。

活動の点検・評価については、ほぼ目標を達成しておりますが27ページの遊

休農地が解消された面積がありますが目標に達することはできませんでした。

解消面積があるため遊休農地面積は減るのですが、前年度反映されていない面積があったため、遊休農地面積は増えています。この遊休農地は国営事業により解消される遊休農地となっています。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長 これより、議案第1号「令和3年度の点検・評価及び令和4年度の活動目標について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番 協議会で聞き逃したのですが、何点か質問します。

まず21ページですが、下段に耕地面積が表記されていますが田と畑の面積を足しても合計面積にはならないのですがなぜなのか。もう1点は22ページの上段、管内の農地面積とありますがニセコ町の面積ですよ。分かりにくいのではないかと。

事務局 耕地面積は国の統計の数字であり、田、畑それぞれで端数処理をしており合計とあわないと聞いております。2点目の表示については分かりづらいと思いますがこのような様式が定められていましてそのまま使用しています。

議長 ほかに質疑はありませんか。なければ質疑を終了します。

これより、議案第1号「令和3年度の点検・評価及び令和4年度の活動目標について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【事務局 議案第2号の朗読・説明】

従業員宿舎を建設するための転用申請となります。昨年10月審議いただき許可相当で議決を受けた案件ですが、計画が変更となり取り下げを受けました。

今回、再度許可申請がありましたので再度審議するものです。

場所は、前回審議したとおりです。

事業計画内容について、隣接地の山林も一体的に行い、2階建て6戸の従業員

宿舎316㎡、宿舎周辺管理用地99㎡、車庫建築186㎡、通路281㎡、堆雪場、浄化槽設置など管理スペースが807㎡の合計1,591㎡の計画であり、農地転用部分はそのうち976㎡、山林614㎡となります。

前回との違いについては、車庫を設置すること、住宅建築面積が大きくなること、隣接道路との段差があるため盛土を行うこと、盛土を行うため法面整形を行う必要があるため転用面積が増えていることです。

33ページの図面、34ページの調査書にある農地区分にあるとおり、10ヘクタール以上の集团的農地であり第1種農地と判断しております。第1種農地は原則転用できませんが、37ページの4にあるとおり申請地周辺の家屋等に連坦している場合については、農地法施行規則第33条第4号の規定により許可することが認められております。

(3)の代替地に関してですが、周辺には第2種、第3種農地はなく、非農地もほかの建物があり利用できる土地はないため代替地はないと判断しております。

一般基準、添付書類はそれぞれ35ページ、36ページに添付しているとおりで

です。  
37ページ5の総合判断にあるとおり転用はやむを得ないのではないかと考えております。

39ページの土地利用計画図ですが左側部分が農地、右側部分が山林となっており、左側に宿舎、右側に駐車場が設置されます。40ページに正面から見た立面図、41ページには裏側から見た立面図、42ページは1階の平面図、43ページ2階の平面図を添付しており、43ページには浄化増及び水道配管図を添付しております。

浄化槽の処理水は、北側の道路にある側溝に流す計画で水道はチーズ工房側から水道管を引く予定となっており、処理水や舗装が一部のみであるため雨水による農地への被害は影響ないものと考えております。

なお、農地所有適格法人の従業員住宅であることから農業用住宅であると判断し、3,000㎡未満の農業用住宅である場合、北海道農業会議への意見聴取は行わず許可となりますが、これから建築確認申請をする予定となっているためそれら他法令の許可と同時に農地転用の許可を出す手続きとなります。

以上で議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

**【事務局 議案第3号の朗読と説明】**

本案については、所有権の移転が1件、利用権の新規設定が1件、再設定が2件、合計4件で農用地利用集積計画の総面積は、150,086㎡となっております。

1番は、合理化事業により農業公社より農家へ売り渡しを行うための所有権移転であり、面積、支払期限、支払金額等についてはご覧のとおりです。

2番、3番は期間満了による利用権の再設定であり期間、金額等は変更ありません。

氏名や面積等は記載のとおりです。

4番は、規模拡大による利用権の新規設定で、期間3年9か月 10アール当たり3,000円となっております。期間は、別の契約があるため終期を合わせるため、この期間設定になっており金額は畑として利用するためこの金額になっています。

なお、調査書は、48ページから51ページに添付しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に適合しています。位置図は、52ページから55ページに添付しております。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか？

**【なしの声あり】**

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第4号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

**【事務局 議案第4号の朗読と説明】**

本案については、農家住宅を建築するため農用区域を除外するための申請です。

転用者、面積などはご覧のとおりです。

現在は、親と同居しており手狭になったため、町道の向かい側に新規住宅を建築する計画となっております。位置図は58ページ、59ページに土地の周辺用途図、60ページに土地利用計画図、61ページに敷地求積図、62ページに建物図面を添付しています。後継者住宅であり周辺の非農地には倉庫や現住宅などが建築されておりますので、ほかの土地では建築場所はないためやむを得ないものと考えております。農用地除外手続き後に農地転用申請がある予定となっております。

以上で、議案第4号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第4号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件の質疑に入ります。

質疑はありますか？

**【なしの声あり】**

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第4号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和4年、第5回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月26日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 8番 高 橋 洋

署名委員 9番 茶 谷 久 登